

【契約書別紙】

I. サービス内容

<利用したい訪問看護内容>

- ・健康チェック（病状観察、血圧測定等）
- ・医師の指示に基づく看護、医療処置（褥瘡処置、カテーテル交換、血糖チェック等）
- ・日常生活援助（排泄のお世話や清潔援助等）
- ・精神的ケア（痴呆症看護、精神的支援等）
- ・その他（ ）

<医療保険の定める訪問看護加算>

- ・24時間対応体制加算
- ・緊急時訪問看護加算
- ・特別管理加算
- ・難病等複数回訪問加算
- ・退院時共同指導加算（特別管理指導加算）
- ・退院支援指導加算
- ・在宅患者連携指導加算
- ・在宅患者緊急時等カンファレンス加算
- ・看護・介護職員連携強化加算
- ・訪問看護情報提供療養費
- ・ターミナルケア療養費
- ・複数名訪問看護加算
- ・長時間訪問看護加算
- ・時間外加算（夜間・早朝訪問看護加算）
（深夜訪問看護加算）
- ・訪問看護医療DX情報活用加算
- ・訪問看護ベースアップ加算

II. 利用料支払いについて

(1) 利用料は、国の定める医療保険の報酬の額をもとに計算され、各保険により定められた負担割合が、利用料（自己負担）となります。

尚、原則として利用料（自己負担）の入金に際しては、金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきます。

湯村訪問看護ステーション 重要事項説明書

1. 当事業所の概要

事業所名	医療法人 八香会 湯村訪問看護ステーション
所在地	山梨県甲府市湯村3-2-32
指定事業所番号	1960190120
連絡先	TEL (055) 251-1447 FAX (055) 251-6382
管理者	所長 金子 一二美
営業日	月曜日～土曜日 (日曜日と国民の休日・12/30～1/3は休み)
営業時間	平日(月～金) : 午前8:30～午後 5:30 土曜日 : 午前8:30～午後12:30 (24時間緊急時訪問体制有り)
サービス従事者	看護師(3名以上)

2. 相談窓口・苦情対応

(1) 当法人のサービス提供についての相談、苦情は次のところで承ります。

・医療法人八香会 所長 金子 一二美

電話 : 055-251-1447

(2) 当法人以外に下記窓口で苦情を申し立てることもできます。

・国民健康保険団体連合会 (苦情処理担当)

電話 : 055-233-9201

・各市町村保険担当窓口

甲府市役所 : 055-237-1161

甲斐市役所 : 055-277-3116

3. 事故発生時の対応

(1) サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者またはその家族の生命・身体・財産又は、信用に損害を及ぼした場合には、利用者またはその家族に対して速やかにその損害を賠償します。

(2) 事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に関係する居宅介護支援事業者に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

4. 介護サービスの提供記録の開示

利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示します。

湯村訪問看護ステーション利用料金（医療保険）

5. 基本料金

(R6.6.1改正)

1 割負担 対象者	1. 基本療養費（1日につき）	
	①基本療養費Ⅰ（在宅）	
	・週3日まで	555円
	・週4日以降	655円
	②基本療養費Ⅱ（同一建物居住）	
	・週3日まで	430円
	・週4日以降	530円
	③基本療養費Ⅲ（外泊時）	850円
	2. 訪問看護管理療養費1	
	・月の初日の訪問の場合	767円
	・月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）	300円
	3. 情報提供療養費①・③	150円
	4. 24時間対応体制（訪問は時間外料金プラス）	680円
	5. 緊急訪問看護加算（14日まで）	265円
	（15日以降）	200円
	6. 特別管理加算（重症度低い人）	250円
	特別管理加算（重症度高い人）	500円
	7. 退院時共同指導加算	800円
	（特別管理指導加算）	200円
	8. 退院支援指導加算	600円
9. 在宅患者連携指導加算	300円	
10. 看護・介護職員連携強化加算	260円	
11. 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200円	
（月2回限り）		
12. 複数名訪問看護加算		
同伴者一看護師（週1回）	450円	
準看護師（週1回）	380円	
看護補助者（週3回）	300円	
13. ターミナルケア療養費①	2,500円	
②	1,000円	
14. 難病等複数回訪問加算（2回訪問）	450円	
難病等複数回訪問加算（3回以上訪問）	800円	
15. 時間外加算		
・夜間・早朝訪問看護加算		
（6時～8時・18時～22時）	210円	
・深夜訪問看護加算（22時～6時）	420円	
16. 長時間訪問看護加算（週1回）	520円	
17. 訪問看護医療DX情報活用加算（月1回）	5円	
18. ベースアップ加算Ⅰ（月1回）	78円	
ベースアップ加算Ⅱ（月1回）	1円～50円	

*3～18の詳細説明は次ページ参照

- 3：情報提供療養費の①は、利用者の承諾のもと、市町村からの求めに応じて情報を提供した場合の費用です。③は保険医療機関等に入院し又は入所する利用者について情報を提供した場合の費用。
- 4：24時間対応体制として、急を要する相談や訪問を受けるためには、上記の基本がかかります。電話で済む用件であれば保険の負担割合に関係なく上記費用のみです。万が一時間外訪問になった場合は下記の時間外訪問料金が追加されます。
 （注）24時間対応体制の基本料は希望者のみの徴収ですが、希望者以外の時間外対応は出来ません。
- 5：緊急訪問看護加算は、緊急の患家の求めに応じて、在宅療養支援診療所の医師の指示により、訪問看護ステーションの看護師が訪問した場合に、1日につき1回に限り算定する費用。
- 6：特別管理加算（重症度低い人）の対象者は、・在宅自己腹膜灌流 ・在宅血液透析
 ・在宅酸素療法 ・在宅中心静脈栄養法 ・在宅成分栄養経管栄養法 ・在宅自己導尿・在宅人工呼吸 ・在宅持続腸圧呼吸療法 ・在宅自己疼痛管理 ・在宅肺高血圧症患者 ・ドレーンチューブを使用している状態にある人 ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある人 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している人。真皮をを越える褥瘡の状態にある人。の管理にかかる費用。
 特別管理加算（重症度高い人）の対象者は、・在宅麻酔等注射指導管理・在宅腫瘍化学療法注射指導管理・在宅強心剤持続投与指導管理・在宅悪性腫瘍患者 ・在宅気管切開患者 ・気管カニューレを使用している状態にある人 ・留置カテーテルを使用している状態にある人の、管理にかかる費用。
- 7：退院時共同指導加算は、主治医や老人保健施設の職員と、訪問看護ステーションの看護師が共同して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算される費用。
 （特別管理加算）の対象者においては、特別管理指導加算もされず。
- 8：退院支援指導加算は、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者や厚生労働大臣が定める状態等にある利用者が、保険医療機関から退院するに当たって訪問看護ステーションの看護師が、退院日に療養上必要な指導を行った場合に加算される費用。
- 9：在宅患者連携指導加算は、訪問看護ステーションの看護師が、利用者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関や、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と、文書等により情報共有を行い、共有された情報を踏まえて、療養上必要な指導を行った場合に加算される費用。
- 10：訪問看護ステーションが喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合の連携費用。（月1回）
- 11：在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、訪問看護ステーションの看護師が、在宅で療養を行っている利用者であって、通院が困難なものの状態の急変等に伴い、在宅療養を担当している主治医の求めにより、当該保険医療機関の医師等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している薬剤師又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同で患家に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合に加算される費用。（月2回限り）
- 12：複数名訪問看護加算は、同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な者として、厚生労働大臣が定める利用者に対して、訪問看護ステーションの看護師が、同一の

ステーションの他の看護師、准看護師又は看護補助者と同時に、訪問看護を行う事について、利用者又はその家族等の同意を得て、訪問看護を行った場合週1回に限り加算される費用。

看護補助者との同行訪問は週3回まで加算。厚生労働大臣が定める疾病については、回数制限はありません。

13：ターミナルケア療養費①は、在宅・特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について、利用者及び家族に説明した上でターミナルケアを行った場合の費用。（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者も含む）。

②は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対して、上記同様のターミナルケアを行った場合の費用。

14：難病等複数回訪問加算（2回訪問）又は、（3回以上訪問）は、1日に2回訪問した場合、又は1日に3回以上訪問看護を行った場合加算される費用です。

※ 1日に2回又は3回以上の訪問看護を行える対象者は、厚生労働大臣の定める疾病等の利用者。又は、急性憎悪、終末期等により主治医から「特別訪問看護指示書」の交付を受けた場合に限る。

15：・夜間（18時～22時）早朝（6時～8時）に訪問看護を行った場合、所定額に加算される費用。

・深夜（22時～6時）に訪問看護を行った場合、所定額に加算される費用です。

16：厚生労働大臣が定める長時間の訪問看護を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分以上を超えた場合に算定し、所定額に加算する。

17：居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得・活用して質の高い医療を提供する（マイナンバーカードでの読み込みをさせていただきます）尚、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用しません。

18：医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制を整えた場合の費用。

19. その他自費としてかかる料金（別途消費税がかかります）

①交通費

全利用者	1回の訪問に要するガソリン代として、1kmにつき100円の片道の距離で計算いたします（小数四捨五入）。 ※別紙計算書参照して下さい。
------	---

②休日利用料（基本料金に加算される金額です）

土曜午後～ 日曜・祝祭日 年末・年始(12/30～1/3)	時間を問わず (別途消費税が加算されます)	以降30分毎	2,154円
-------------------------------------	--------------------------	--------	--------

③延長料金

1回の訪問が1時間30分を超過した場合は8時間を限度として、1時間又はその端数を増す毎に、所定額に400円を加算した費用がかかります。（別途消費税が加算されます）

④死後の処置料

在宅での訪問看護師により死後の処置を行った場合、処置材料費込みで10,000円の徴収となります。（別途消費税が加算されます）

⑤特別指示書以外は、週4回目以降は自費になります。

以上、本書につき双方の合意を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を所持いたします。

契約書別紙・重要事項説明書の記載内容につき、説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

電 話 () - _____

(代 理 人) 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

電 話 () - _____

契約書別紙・重要事項説明書の記載内容を説明しました。

事 業 者 医療法人 八 香 会
山梨県甲府市湯村3-3-4 ㊞
055-251-6111 (代)

説 明 者 湯村訪問看護ステーション _____ ㊞